

再生可能エネルギー導入及び震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援基金事業（地域グリーンニューディール基金の拡充）

【再生可能エネルギー導入促進勘定】 84,000百万円

【震災がれき処理促進勘定】 67,964百万円

総合環境政策局環境計画課

廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

## 1. 事業の目的

東日本大震災の被災地域の復旧・復興や、原子力発電施設の事故を契機とした電力需給の逼迫への対応のため、再生可能エネルギー等の地域資源を徹底活用し、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムを導入し、環境先進地域（エコタウン）をつくり上げていくことが国を挙げての課題となっている。また、こうした取組を行う前提として、災害廃棄物の処理を進めることが不可欠である。

このため、グリーンニューディール基金制度を活用し、東北の被災地等において、非常時における避難住民の受け入れや地域への電力供給等を担う防災拠点に対する再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入等を支援する。また、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づき、被災地域で進められている災害廃棄物の処理促進を支援する。

## 2. 事業の概要

現行のグリーンニューディール基金制度の枠組みを活用し、再生可能エネルギー導入の支援や災害廃棄物の処理促進を支援する。

【再生可能エネルギー導入促進勘定】

### （1）実施地域

東北の被災地等（基金造成は、県・政令市）

### （2）実施期間

5年間（23年度から27年度まで）※集中復興期間

### （3）主な対象

地方公共団体が行う、行政施設、病院、上下水道施設、警察・消防施設、清掃工場、指定避難所等防災拠点（地方公共団体又は民間の施設）への再生可能エネルギーや蓄電池、未利用エネルギーの導入、民間の再生可能エネルギー事業者の支援等

## 【震災がれき処理促進勘定】

### (1) 実施地域

事業実施地域は特定被災地方公共団体※（基金造成は、道県）

※「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」における特定被災地方公共団体

### (2) 実施期間

3年間（23年度から25年度まで）※

※環境省が策定したマスタープランに基づく災害廃棄物処理期間

### (3) 主な対象

市町村が行う災害廃棄物の収集運搬・選別・再資源化・焼却・最終処分など

## 3. 積算

### 【再生可能エネルギー導入促進勘定】

(1) 公共施設における再エネ等導入事業 620億

(2) 民間施設における再エネ等導入促進事業 216.8億

(3) 地域資源活用詳細調査事業 3.1億

### 【震災がれき処理促進勘定】

(1) 震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援基金事業 680億円

# 再生可能エネルギー導入及び震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援基金事業

## 【震災がれき処理促進勘定分】

平成23年度第3次補正予算額 680億円

東日本大震災における被災地域の迅速な復興のため、災害廃棄物の処理を早急に行うことが国を挙げての課題

グリーンニューディール基金制度の枠組みを活用し、被災地における災害廃棄物処理事業を支援

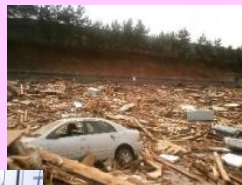
### 事業内容

特定被災地方公共団体が行う、災害廃棄物処理事業が対象

#### <基金対象事業>

##### ○災害廃棄物処理事業

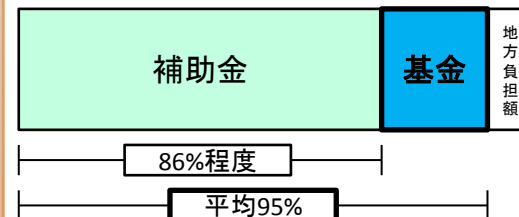
特定被災地方公共団体である市町村が行う災害廃棄物の収集運搬・選別・再資源化・焼却・最終処分など



### 災害廃棄物処理事業費補助金 による地方負担額を更に軽減

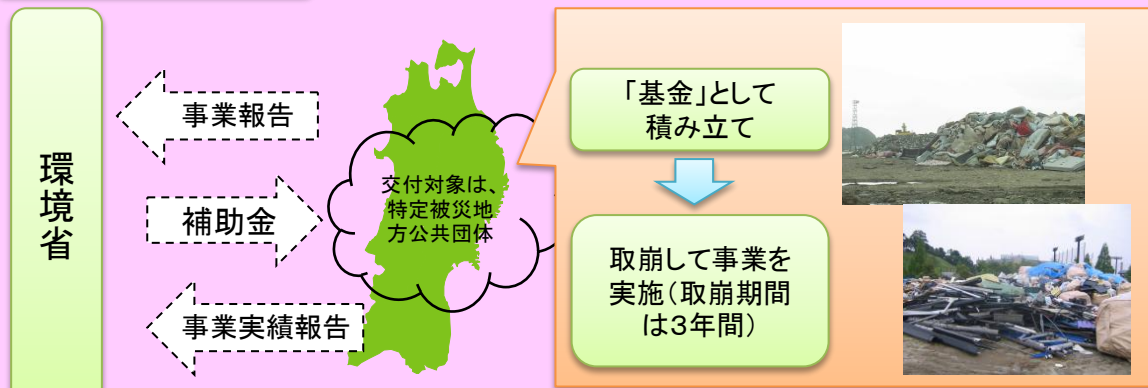
<イメージ>

災害廃棄物処理事業費



円滑な事業の実施が可能

### 事業スキーム



#### 【参考】

東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第5条第3項

「国は、災害廃棄物の処理が特定被災地方公共団体である市町村における持続可能な社会の構築や機会の創出に資することに鑑み、地域における持続可能な社会の構築や雇用の機会の創出に資する事業を実施するために造成された基金の活用による被災市町村負担費用の軽減その他災害廃棄物の処理の促進のために必要な措置を講ずるものとする。」

# 再生可能エネルギー導入及び震災がれき処理促進地方公共団体緊急支援基金事業

## 【再生可能エネルギー導入促進勘定分】

平成23年度第3次補正予算額 840億円

東日本大震災の被災地域の復興や、原子力発電施設の事故を契機とした電力需給の逼迫を背景として、再生可能エネルギー等の地域資源を徹底活用し、環境先進地域(エコタウン)をつくり上げていくことが国を挙げての課題

グリーンニューディール基金制度の枠組みを活用し、自立・分散型エネルギーの導入を支援

### 事業内容

地方公共団体が行う、防災拠点への再生可能エネルギーの導入事業等が対象

#### <基金対象事業>

##### (1) 公共施設における再エネ等導入事業

地方公共団体が所有する施設で、災害時等に住民の生活に不可欠な都市機能を維持する必要がある防災拠点への再生可能エネルギー等の導入

##### (2) 民間施設における再エネ等導入促進事業

非常時における防災拠点として電力供給等を担える民間施設への再生可能エネルギー等の導入や風力・地熱発電事業者に対する支援

##### (3) 地域資源活用詳細調査事業

(1)(2)の事業実施に必要な詳細調査・設計委託等

### GND基金制度を活用するメリット

①すでに都道府県等において基金条例を制定し、執行体制が確立※



地域主導で速やかな事業着手が可能

②複数年度の活用期間を設定



復興のまちづくりと一体で、規模や工程に応じた柔軟な事業実施が可能

③再生可能エネルギー導入等の目的に特化



災害にも強い自立・分散型エネルギーの導入を着実に推進

※現行のグリーンニューディール基金は、平成21年度補正予算で計上、都道府県・指定都市に基金を造成済み。

### 事業スキーム

